

現下の外国人雇用の状況について

入管法上の在留資格

就労が認められる在留資格（活動制限あり）

在留資格	該当例
外交	外国政府の大使、公使等及びその家族
公用	外国政府等の公務に従事する者及びその家族
教授	大学教授等
芸術	作曲家、画家、作家等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者、管理者等
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師等
研究	政府関係機関や企業等の研究者等
教育	高等学校、中学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者等、通訳、デザイナー、語学講師等
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者
介護	介護福祉士
興行	俳優、歌手、プロスポーツ選手等
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者等
特定技能（注1）	特定産業分野（注2）の各業務従事者
技能実習	技能実習生

（注1）平成31年4月1日から

（注2）介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関係産業、建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食品製造業、外食業（平成30年12月25日閣議決定）

身分・地位に基づく在留資格（活動制限なし）

在留資格	該当例
永住者	永住許可を受けた者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者、我が国で出生し引き続き在留している実子
定住者	日系3世、外国人配偶者の連れ子等

就労の可否は指定される活動によるもの

在留資格	該当例
特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー等

就労が認められない在留資格（※）

在留資格	該当例
文化活動	日本文化の研究者等
短期滞在	観光客、会議参加者等
留学	大学、専門学校、日本語学校等の学生
研修	研修生
家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者、子

※ 資格外活動許可を受けた場合は、一定の範囲内で就労が認められる。

日本で就労する外国人労働者の内訳（総数165.9万人）

出入国管理及び難民認定法上、以下の形態で就労が可能。

① 就労目的で在留が認められる者 約32.9万人

（いわゆる「専門的・技術的分野の在留資格」）

- 一部の在留資格については、上陸許可の基準を「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情」を勘案して定めることとされている。

② 身分に基づき在留する者 約53.2万人

（「定住者」、「永住者」、「日本人の配偶者等」等）

- これらの在留資格は、在留中の活動に制限がないため、様々な分野で報酬を受ける活動が可能。

③ 技能実習 約38.4万人

- 技能移転を通じた開発途上国への国際協力が目的。
- 平成22年7月1日施行の改正入管法により、技能実習生は入国1年目から雇用関係のある「技能実習」の在留資格が付与されることとなった。

④ 特定活動 約4.1万人

（EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士、ワーキングホリデー、外国人建設就労者、外国人造船就労者等）

- 「特定活動」の在留資格で我が国に在留する外国人は、個々の許可の内容により報酬を受ける活動の可否が決定。

⑤ 資格外活動（留学生のアルバイト等） 約37.3万人

- 本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内（1週28時間以内等）で、相当と認められる場合に、報酬を受ける活動が許可。

「専門的・技術的分野」に該当する主な在留資格

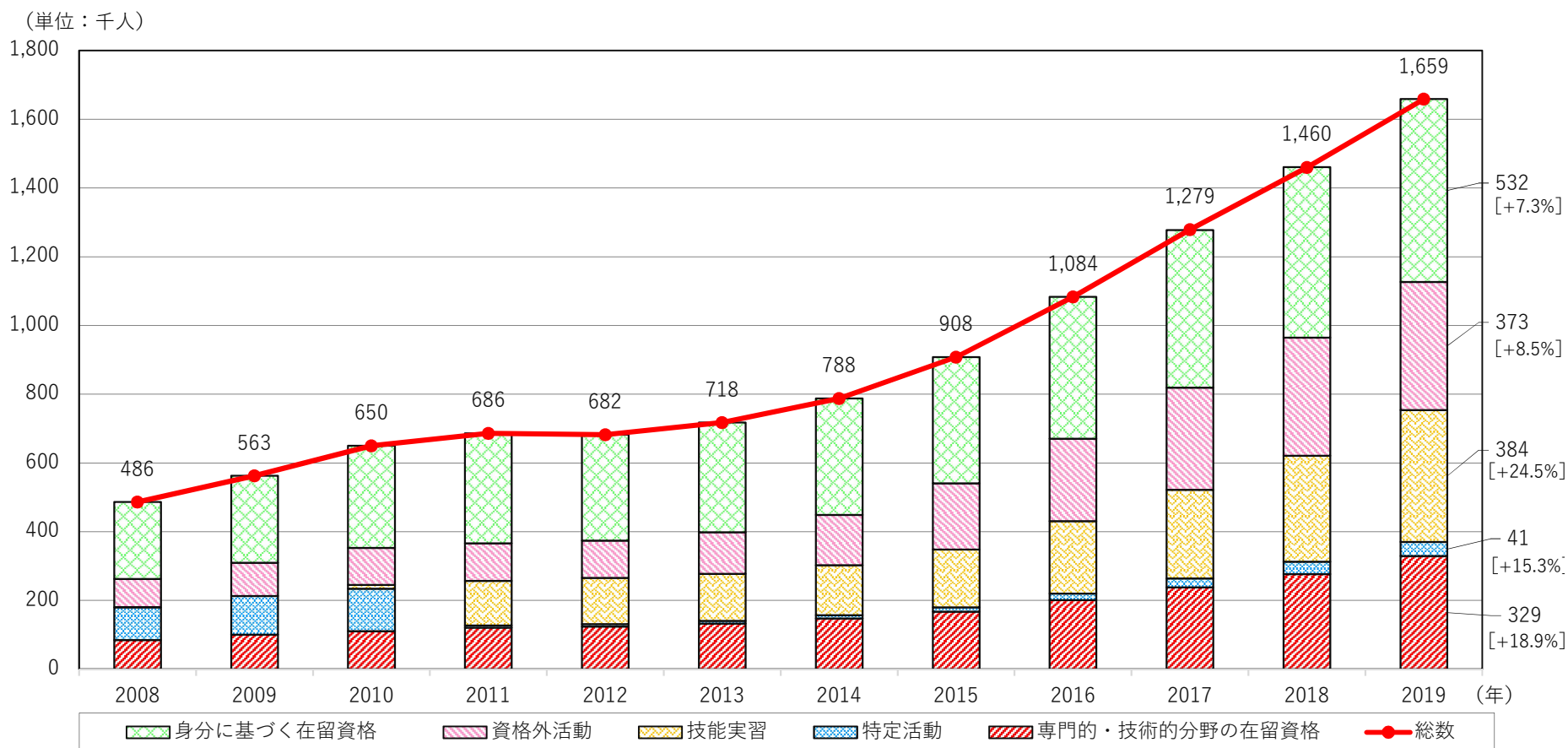
在留資格	具体例
教授	大学教授等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者・管理者
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師
研究	政府関係機関や私企業等の研究者
教育	中学校・高等学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等
企業内転勤	外国の事業所からの転勤者
介護	介護福祉士
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、貴金属等の加工職人等
特定技能	特定産業分野（注）の各業務従事者

（注） 介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関係産業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食品製造業、外食業
（平成30年12月25日閣議決定）

※ 外国人雇用状況の届出状況（令和元年10月末現在）による。外国人雇用状況届出制度は、事業主が外国人の雇入れ・離職の際に、氏名、在留資格、在留期間等を確認した上でハローワークへ届出を行うことを義務づける制度（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第28条）。なお、「外交」、「公用」及び「特別永住者」は対象外である。

在留資格別にみた外国人労働者数の推移

- 日本で就労している外国人は、2019年10月末時点で過去最高の**165万8804人**。
- 在留資格別にみると、「技能実習」(対前年同期比 24.5%増)、「専門的・技術的分野の在留資格」(同 18.9%増)の伸び率が大きい。



出典：厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況」（各年10月末現在）

注1：[] 内は、前年同期比を示している。

注2：「専門的・技術的分野の在留資格」とは、就労目的で在留が認められるものであり、経営者、技術者、研究者、外国料理の調理師、特定技能等が該当する。

注3：「身分に基づく在留資格」とは、我が国において有する身分又は地位に基づくものであり、永住者、日系人等が該当する。

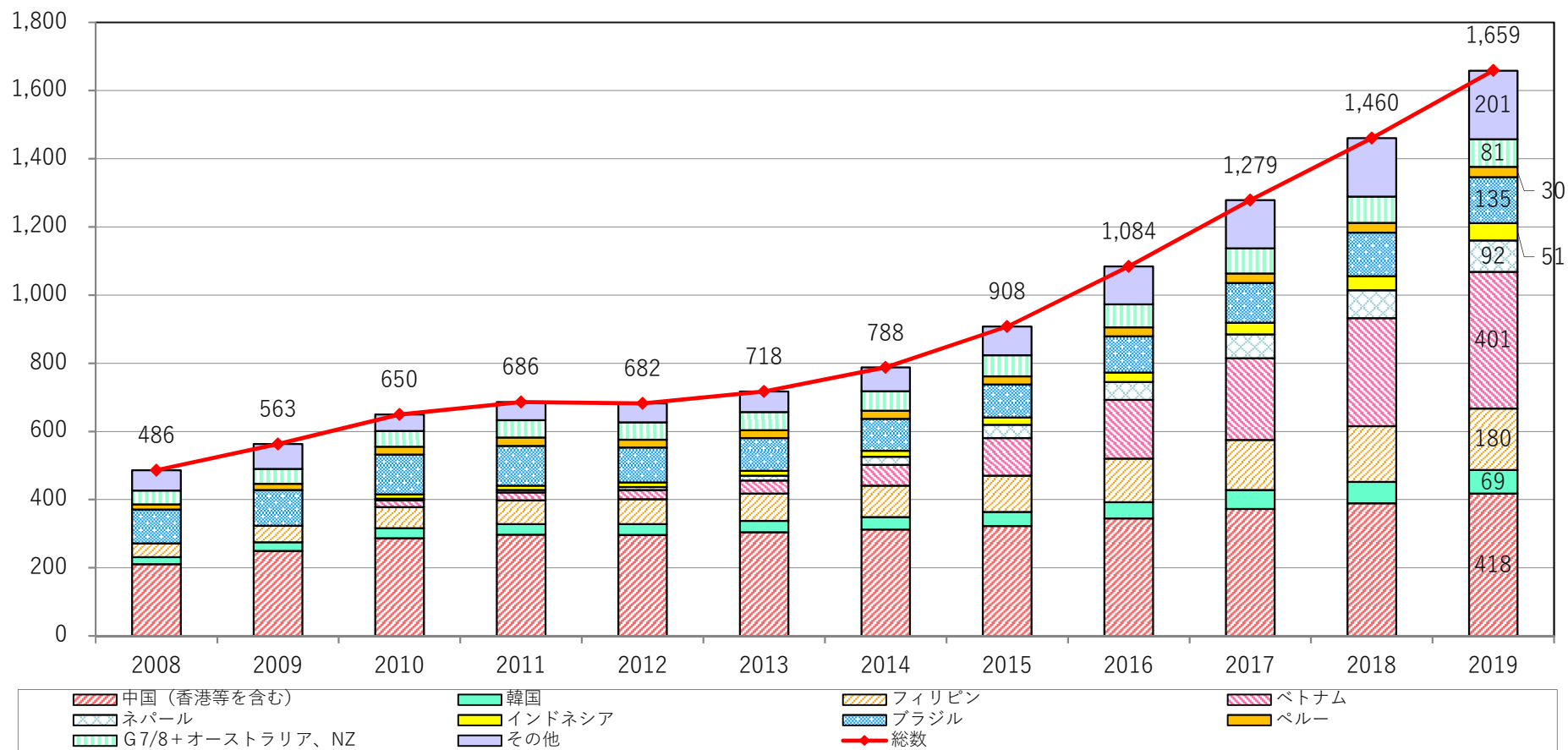
注4：「特定活動」とは、法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動を行うものである。

注5：「資格外活動」とは、本来の在留目的である活動以外に就労活動を行うもの（原則週28時間以内）であり、留学生のアルバイト等が該当する。

国籍別にみた外国人労働者数の推移

- 国籍別にみると、**中国が最も多く418,327人で、外国人労働者全体の25.2%**を占めている。
次いで**ベトナムが401,326人（同24.2%）、フィリピンが179,685人（同10.8%）**の順となっている。
- 直近の推移をみると、**特にベトナムが対前年同期比で84,486人（26.7%）増と大幅に増加**している。
また、**インドネシアが同9,751人（23.4%）、ネパールが同10,208人（12.5%）増加**している。

（単位：千人）



出典：厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況」（各年10月末現在）

日本で就労する外国人労働者（在留資格別・国籍別）

- ベトナムは「技能実習」が48.3%、次いで「資格外活動（留学生等）」が34.2%となっている。
- インドネシアは「技能実習」が63.3%となっている。
- ネパールは「資格外活動（留学生等）」が77.3%となっている。

(単位：人)

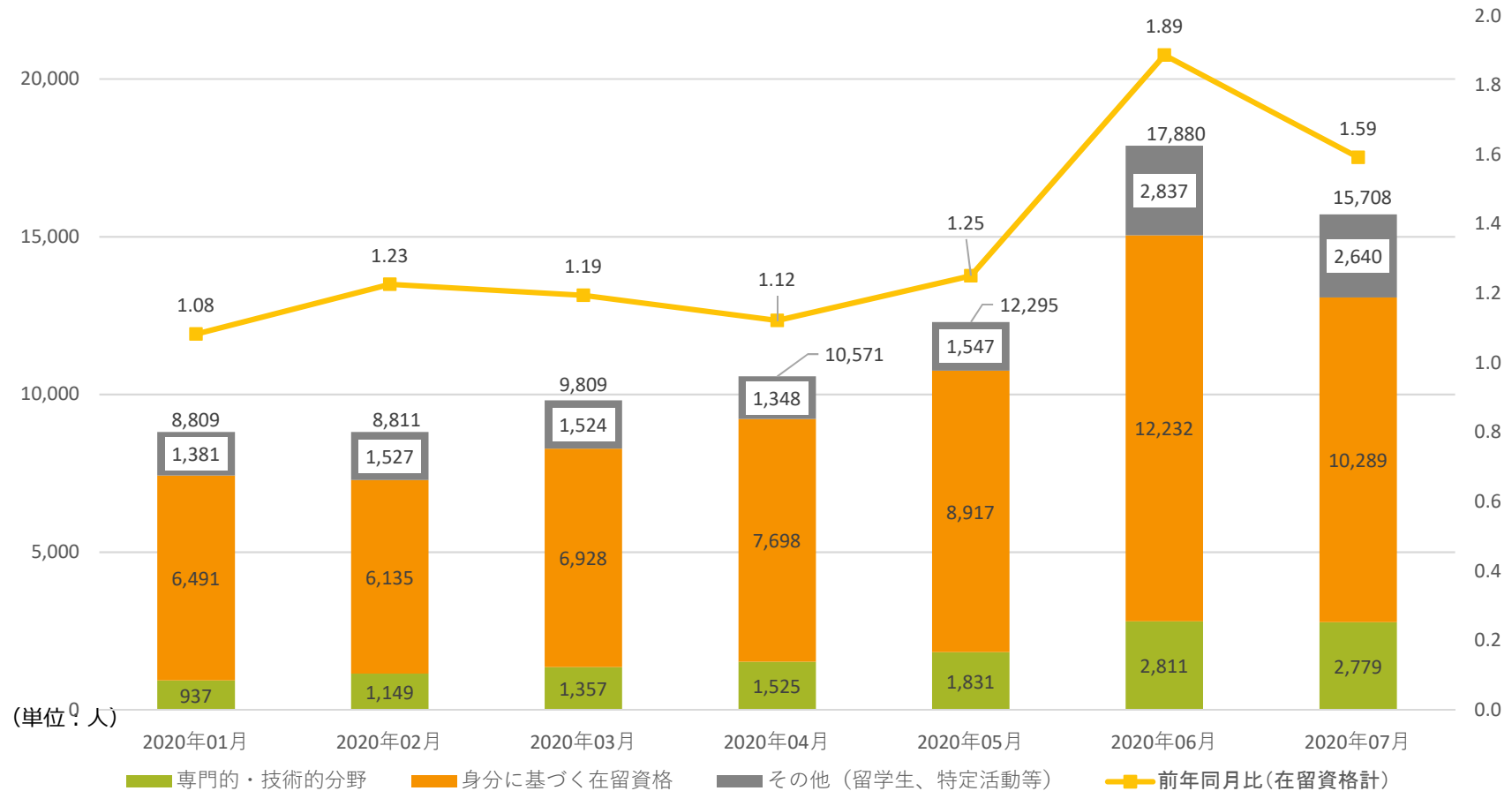
在留資格	総数	①専門的・ 技術的分野	②身分に基づく 在留資格	③技能実習	④特定活動	⑤資格外活動
全国籍計	1,658,804	329,034	531,781	383,978	41,075	372,894
中国	418,327	114,856	112,040	86,982	4,938	99,510
韓国	69,191	31,208	25,019	62	3,880	9,021
フィリピン	179,685	11,579	125,197	34,965	5,121	2,819
ベトナム	401,326	49,159	14,646	193,912	6,196	137,410
ネパール	91,770	12,720	4,169	501	3,438	70,942
インドネシア	51,337	4,759	5,830	32,480	2,976	5,291
ブラジル	135,455	1,071	133,943	129	49	263
ペルー	29,554	115	29,274	73	22	70
その他	282,159	103,567	81,663	34,874	14,455	47,568

出典： 厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況（令和元年10月末現在）」

ハローワークにおける外国人新規求職者数の推移

- ハローワークにおける外国人新規求職者数（在留資格計）は、本年1月から前年同月比で1～2割程度高い状態で推移し、6月に急激に上昇して1.9倍となった後、低下しているが、依然として注視が必要。
- 求職者の大部分は、身分に基づく在留資格（永住者、日本人配偶者等、定住者）が占めている。

在留資格別新規求職者推移（月別）

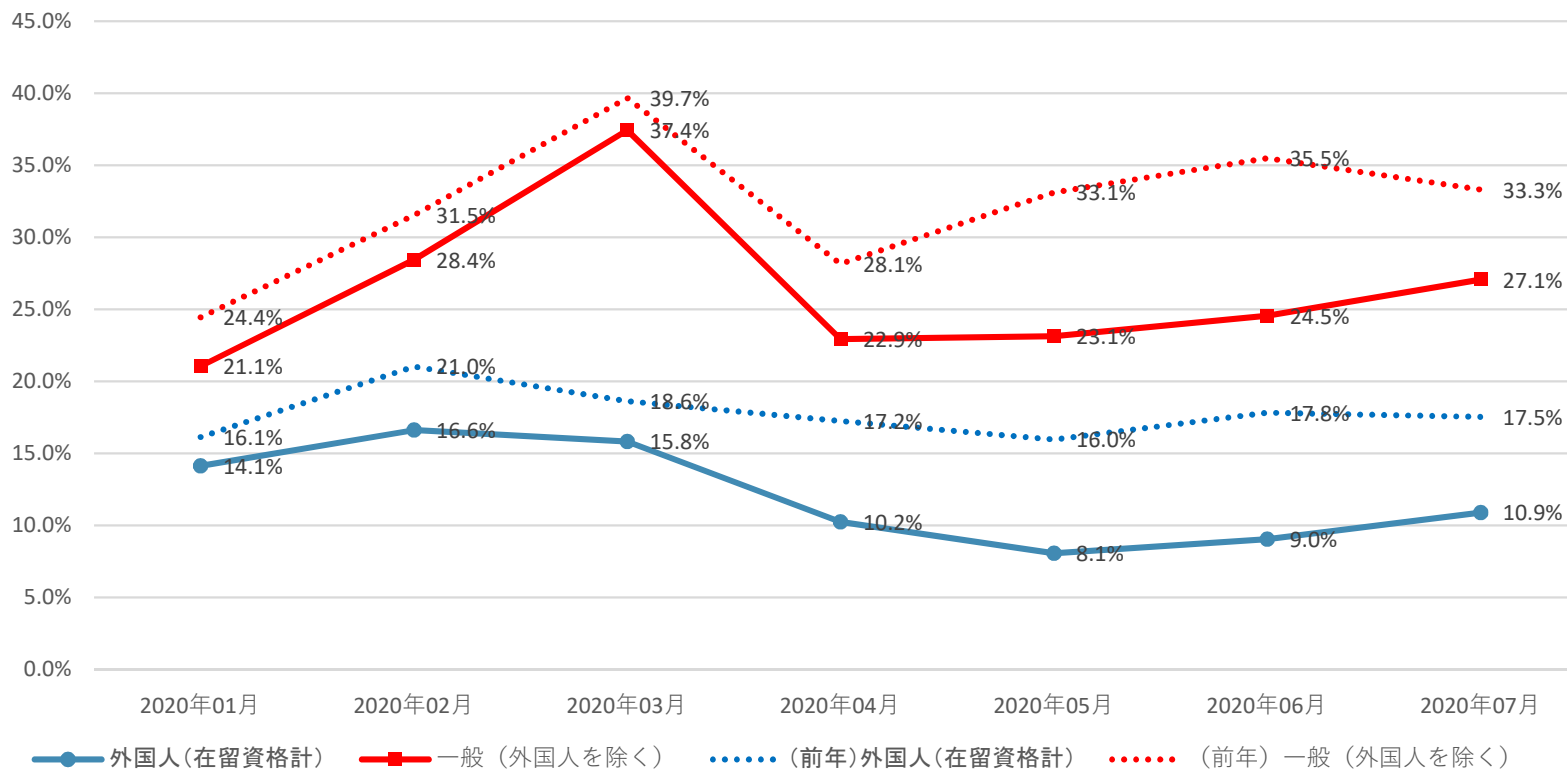


（出典）ハローワークシステムから抽出したデータを特別に集計（全国計）

ハローワークにおける一般・外国人の就職率の推移

- 就職率は、外国人の方が低い。これは、職場におけるコミュニケーション能力や在留資格による制約等を背景としているためと考えられる。
- 一般（外国人を除く）の就職率は、前年同期と比較して、3月までは2～3ポイント低く、4月以降は、5～11ポイント低くなっているが、持ち直しの兆しがある。
- 外国人（在留資格計）の就職率は、前年同期と比較して、3月までは2～3ポイント低く、4月以降は、7～9ポイント低くなっているが、持ち直しの兆しがある。

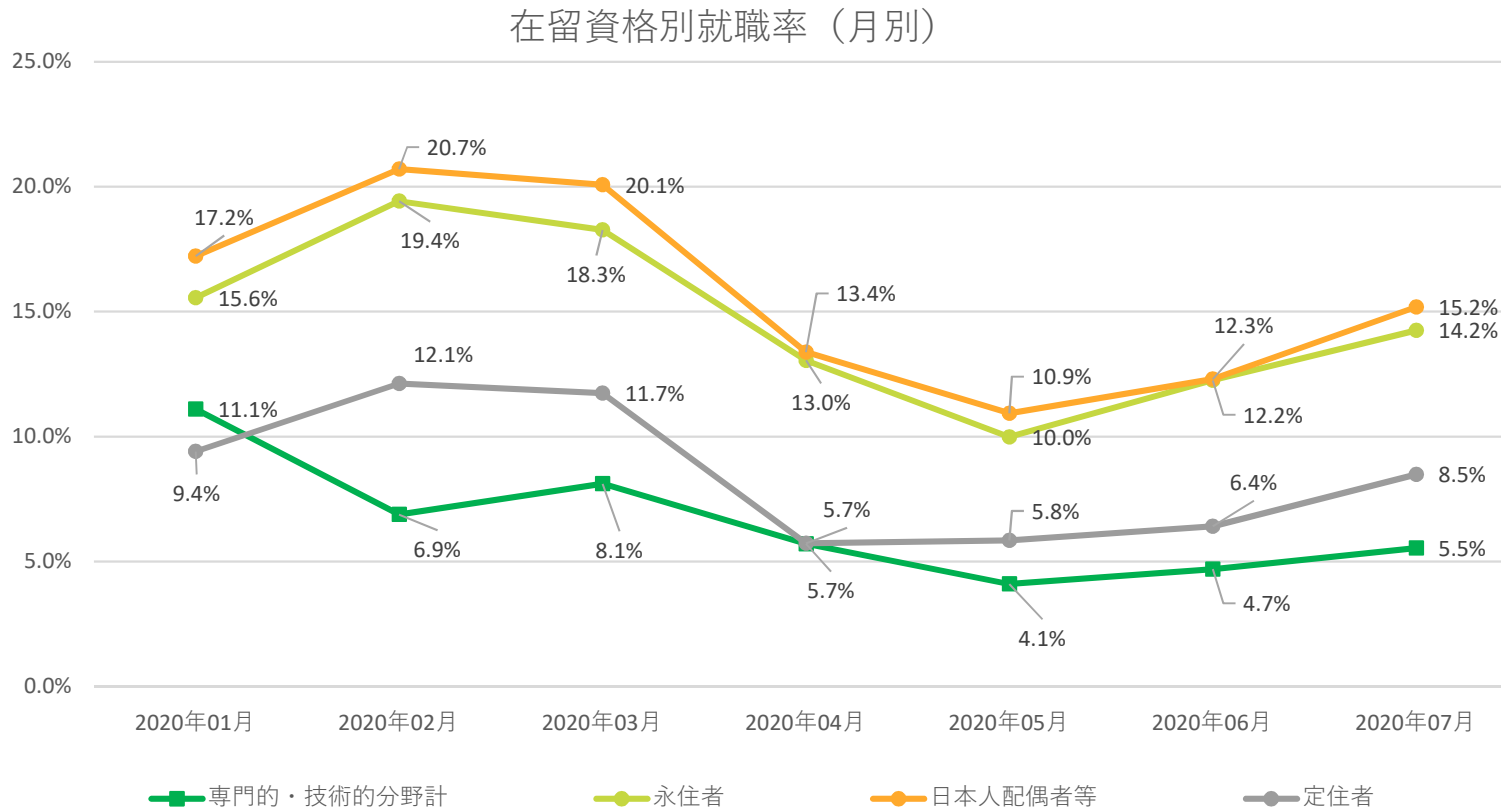
一般・外国人別就職率（月別）



(出典) ハローワークシステムから抽出したデータを特別に集計（全国計）

ハローワークにおける在留資格別の外国人就職率の推移

- 就職率は、在留資格によって異なる。
- 永住者、日本人配偶者等及び定住者の就職率のトレンドはよく一致しているが、定住者の就職率は相対的に低い。
- 専門的・技術的分野の就職率のトレンドは身分に基づく在留資格とは異なり、就職率も相対的に低い。
- 背景として、専門的・技術的分野については、在留資格による職種の制約とそれに伴う求人の不足、定住者については、職場におけるコミュニケーション能力の不足等が考えられる。



（出典）ハローワークシステムから抽出したデータを特別に集計（全国計）

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和2年度改訂）の概要

令和2年7月14日
外国人材の受入れ・共生
に関する関係閣僚会議

我が国に在留する外国人は令和元年末293万人、外国人労働者は令和元年10月末166万人と、過去最高。加えて、平成31年4月から特定技能外国人の受入れを開始。令和元年12月に「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を改訂し、関連施策を着実に実施。
→現下の新型コロナウイルス感染症への対応を適切に行いつつ、引き続き、外国人材を円滑かつ適正に受入れ、受入れ環境を更に充実させる観点から、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和2年度改訂）」を策定（191施策）。今後も政府一丸となって、関連施策を着実に実施するとともに、総合的対応策の充実を図る。

1 外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動等

- (1) 国民及び外国人の声を聴く仕組みづくり
 - 「『国民の声』を聴く会」等において、幅広い関係者から意見を継続的に聴取（共生施策に係る意見を多言語で受け付ける「御意見箱」の設置、地方公共団体との継続的な意見交換）、得られた意見について共生施策の企画・立案に適切に反映
- (2) 啓発活動等の実施
 - 全ての人が互いの人権を大切に支え合う共生社会の実現のため、各種人権啓発活動を実施

2 外国人材の円滑かつ適正な受入れの促進に向けた取組

- (1) 特定技能外国人のマッチング支援策等
 - 就労を希望する外国人材と企業とのマッチング支援（新型コロナウイルス感染症の影響により解雇等され、実習が継続困難となった技能実習生等に対する雇用維持支援措置の着実な実施、各分野特有の就労状況等を踏まえたマッチング支援の方法の検討・実施）
 - 地方創生推進交付金による地方公共団体の自主的・主体的で先導的な取組の積極的な支援（優良事例の収集・横展開等）
- (2) 特定技能試験の円滑な実施、特定技能制度の周知・利用の円滑化等
 - 技能試験の受験機会の拡大等（国内外における試験実施の拡大等）
 - 特定技能の受入れ分野の追加の検討、各分野における特定技能2号に該当する業務の内容や技能試験の実施等の検討の推進
 - 国内外における特定技能制度に関する周知・広報の実施
 - 介護現場におけるコミュニケーション能力の測定に重点を置いた新たな日本語テストの実施
 - ODAにより実施している開発途上国での技能人材・ビジネス人材の育成等の支援
- (3) 悪質な仲介事業者等の排除
 - ODAによる技術協力を通じた開発途上国の関係機関との連携強化
- (4) 海外における日本語教育基盤の充実等
 - 国際交流基金を通じた日本語教育基盤の強化や、我が国の文化及び社会の魅力発信等の取組の推進
 - 国際協力機構（JICA）による「日系四世の更なる受入制度」の活用促進に向けた日本語能力習得促進のためのカリキュラムやテストの作成等の実施

3 生活者としての外国人に対する支援

- (1) 暮らしやすい地域社会づくり
 - > 行政・生活情報の多言語・やさしい日本語化、相談体制の整備
 - 地方公共団体からの要望を踏まえた外国人受入環境整備交付金の対象範囲の見直し
 - 「外国人受入支援センター」における地方公共団体の行政窓口に対する通訳支援の実施及び外国人の採用・定着に向けた企業等向けのセミナー等の実施
 - やさしい日本語の活用に関するガイドラインの策定、地方公共団体などの職員を対象とした研修や広報等の実施
 - 地方公共団体向けの多言語翻訳システムの導入ガイドラインの策定等
 - 行政情報・生活情報の多言語・やさしい日本語化による情報提供・発信の推進
 - 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、外国人生活支援ポータルサイト、外国人技能実習機構等を通じた必要な留意事項の周知・徹底
 - > 地域における多文化共生の取組の促進・支援
 - 在留外国人に対する総合的な支援をコーディネートする人材の育成を促進する施策の検討
 - 国際経験の豊かな人材の積極的なリクルートに向けた地方公共団体とJICAとの連携
- (2) 生活サービス環境の改善等
 - > 災害発生時の情報発信・支援等の充実
 - 防災・気象情報に関する多言語辞書の民間事業者のアプリ等における活用の促進
 - > 交通安全対策、事件・事故、消費者トラブル、法律トラブル、人権問題等への対応の充実
 - 警察に係る制度に関するウェブサイトの見直し、外国語による掲載情報の拡充

- > 住宅確保のための環境整備・支援
 - 部屋探しをする際に活用できる「外国人のための賃貸住宅入居の手引き」の作成
- > 金融・通信サービスの利便性の向上
 - 金融機関における外国人の口座開設円滑化のための環境整備（各金融機関における好事例の公表・横展開、外国人の在留期間の把握による口座の適切な管理等）
- (3) 日本語教育の充実（円滑なコミュニケーションの実現）
 - 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の充実（地域における日本語教育環境を強化するための総合的な体制整備、日本語教育の推進に関する法律に基づく地方公共団体の基本方針の作成の促進等）
 - 日本語教室未設置の地域における日本語教室開設に向けた支援の強化
 - 日本語教師の資質・能力を証明する新たな資格である公認日本語教師（仮称）制度の整備
 - 外国人材との効果的なコミュニケーションを行う上でのポイントやその学ぶ手法の調査等
 - 日本語教育を行う機関のうち、日本語教育の水準の維持向上を図る上で必要な適格性を有するものに関する制度の整備の検討、検討結果に基づいた必要な措置の実施
- (4) 外国人の子供に係る対策
 - 幼児教育・保育の無償化、高校及び大学の修学支援制度についての積極広報の実施
 - 集住地域・散在地域それぞれにおける日本語指導等の在り方について実践的な研究の実施
 - 学習者用デジタル教科書の活用促進、幼児期の特性を踏まえた研修プログラムの開発等の調査研究の実施
 - 全ての都道府県での公立高等学校入試における特別定員枠の設置等を目指した取組、高等学校における日本語指導・教科指導等に関するカリキュラム等の構築
 - 外国人児童生徒の就学機会の適切な確保等（地方公共団体が講ずべき事項の指針の策定を通じ、学齢層において外国人の子供の就学状況も一体的に管理・把握すること等の促進）
- (5) 留学生の就職等の支援
 - 「外国人留学生の採用や入社後の活躍に向けたハンドブック」の周知・活用促進
 - 高度外国人材の就職後の活躍に関し、中堅・中小企業が取り組めるような教材及び支援機関向け指導カリキュラムの作成
 - 大学と労働局（ハローワーク）間の協力協定締結等を通じた連携の強化
- (6) 適正な労働環境等の確保
 - 「やさしい日本語」による労働条件や支援策等に関する情報発信の強化
 - 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける外国人労働者のためのハローワークの相談体制の強化
- (7) 社会保険への加入促進等
 - 医療機関等におけるマイナンバーカードを活用した本人確認と保険資格確認の実施
 - 公的年金制度における脱退一時金の支給上限年数の3年から5年への引き上げ

4 新たな在留管理体制の構築

- (1) 在留資格手続の円滑化・迅速化
 - 在留資格手続のオンライン申請の更なる対象の拡大
 - 在留カードとマイナンバーカードの一体化の検討
 - 「特定技能」の在留資格に係る在留申請時の提出書類の簡素化
 - 在留資格認定証明書の電磁的記録による交付の実施の検討
- (2) 在留管理基盤の強化
 - 日本語能力試験（J L P T）等の証明書の偽変造対策の強化による適切な在留審査の実施
- (3) 留学生の在籍管理の徹底
 - 留学生の在籍管理が不適正な大学等に対する、留学生の受入れを認めない等の在留資格審査の厳格化や、留学生別科についての日本語教育機関と同様の基準作成等
- (4) 技能実習制度の更なる適正化
 - 出入国在留管理庁と外国人技能実習機構の情報連携強化及び同機構業務システムの刷新
 - 高額な保証金や手数料等による失踪を防止するための実習生に対する積極的な広報活動の実施
- (5) 不法滞在者等への対策強化
 - 在留カードの偽造・改ざんを確認するための無料アプリケーションの配布

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和2年度改訂）」に盛り込まれた主な厚生労働省関係施策

※ 令和2年7月14日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定

外国人材の円滑かつ適正な受入れの促進に向けた取組

● 特定技能外国人のマッチング支援、試験の円滑な実施等

- 各分野（※厚労省は介護分野、ビルクリーニング分野）特有の就労状況等を踏まえたマッチング支援の方法の検討・実施
- 技能試験の受験機会の拡大等（国内外における試験実施の拡大等）

● 悪質な仲介事業者等の排除

- 外務省（在外公館）、警察庁、法務省、厚生労働省、外国人技能実習機構等の関係機関の連携強化による悪質な仲介事業者（ブローカー）等の排除の徹底と入国審査基準の厳格化

生活者としての外国人に対する支援

● 暮らしやすい地域社会づくり

- 「[外国人在留支援センター](#)」（※令和2年7月設置）における外国人からの相談対応、外国人の採用・定着に向けた企業等向けセミナー等の実施
- [技能実習生、監理団体・実習実施者等に対する新型コロナウイルス感染症に関する情報の周知・徹底](#)
- 全ての居住圏において外国人患者が安心して受診できる体制の整備（電話通訳や多言語翻訳システムの利用促進、患者受入れマニュアルの整備、地域の対策協議会の設置等）、地域の拠点的な医療機関における医療通訳者や医療コーディネーターの配置
- 外国人子育て家庭や妊産婦が、保育施設、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるよう、市町村が実施する「利用者支援事業」における多言語対応の促進

● 外国人の子どもに係る対策

- 母子健康手帳を多言語化し、それを活用した効果的な支援方法等について、自治体へ周知
- 市町村や保育所等における外国籍等の子ども・保護者への対応についての取組事例の収集・好事例の横展開

● 留学生の就職等の支援

- 「外国人留学生の採用や入社後の活躍に向けたハンドブック」の周知・活用促進
- [大学と労働局（ハローワーク）間の協力協定締結等を通じた連携の強化](#)

● 適正な労働環境等の確保、社会保険の加入促進等

- 労働局、労働基準監督署、ハローワークにおける多言語（14か国語）での相談対応・就職支援等の実施
- [多言語・「やさしい日本語」による労働条件や支援策等に関する情報発信の強化](#)
- [新型コロナウイルス感染症の影響を受ける外国人労働者のためのハローワークの相談支援体制の強化](#)
- 医療機関等におけるマイナンバーカードを活用した本人確認と保険資格確認の実施
- 公的年金制度における脱退一時金の支給上限年数の3年から5年への引き上げ

新たな在留管理体制の構築

● 技能実習制度の更なる円滑化

- 出入国在留管理庁と外国人技能実習機構の情報連携強化
- 高額な保証金や手数料等による失踪を防止するための技能実習生に対する積極的な広報活動の実施

外国人を雇用する事業主に対する雇用維持のための相談支援や、外国人求職者に対する相談支援への対応のため、ハローワークにおける専門相談員等の配置等を通じ体制を強化するほか、外国人労働者に対し雇用等に係る情報を迅速かつ正確に提供するため、多言語での情報発信体制を整備する。

当初予算
+
第1次補正

1. 外国人を雇用する事業主に対する相談支援体制

- 外国人雇用状況届出に基づき、事業主に対して、外国人材の適正な雇用管理改善のための指導・援助等を実施。
⇒ **就職支援コーディネーターを増員し、外国人を雇用する事業所に対して、各種助成金の活用等による雇用維持のための相談支援等を積極的に実施。**

2. 外国人求職者に対する相談支援体制

- 専門相談員による職業相談や、外国人求職者の希望や経験等を踏まえた求人情報の提供など、個々の求職者の状況に応じ、きめ細やかに対応。
⇒ **職業相談員を増員し、離職を余儀なくされた外国人求職者等の早期再就職に向けた相談支援等を実施**

3. 多言語相談支援体制・情報発信

- ハローワークの職業相談窓口に通訳員を配置するほか、14か国語に対応した電話通訳サービスや多言語音声翻訳機器の活用により、多言語に対応した相談支援体制を確保。
⇒ **通訳員の増員や多言語音声翻訳機器の追加配付により、多言語相談支援体制を強化。**
- 事業主・労働者向けに各種支援等を記載したリーフレットを多言語（14言語）や「やさしい日本語」に翻訳。HP掲載やSNSによる情報発信等を通じた周知・広報を実施。
⇒ **引き続き、事業主や労働者と接するあらゆる機会を通じて、多言語による積極的な情報発信を実施。**



第2次補正等

多言語相談支援体制・情報発信について更なる強化

- 雇用保険など離職時に必要な手続き等の情報をリーフレット、動画、HP等でわかりやすく周知するなど、**外国人求職者への多言語での情報発信を更に強化。**
- 来所が困難な外国人求職者からの相談に対応するため、現在、日本語で対応している**ハローワーク・コールセンター**について、**多言語に対応するため機能を拡充。**

職業相談業務等の改善によるマッチングの促進（運用改善）

- **外国人が応募しやすい求人の開拓や改善など、職業相談を強化**することにより更なるマッチングを促進する。
※外国人雇用に前向きな企業の開拓や業務で求められるコミュニケーション能力の丁寧な確認など、好事例を全国のハローワークに普及する。

雇用維持に関するこれまでの要請や情報発信

経済団体等へ要請や企業向けの相談支援体制の強化

○外国人労働者について、日本人労働者と同様に雇用維持について配慮いただくよう、厚生労働大臣をはじめ厚生労働省から要請を実施（3月より順次）。

（参考）これまで実施した要請

- ・ 雇用維持等に対する配慮要請【厚生労働大臣から日本経済団体連合会、全国中小企業団体中央会、日本商工会議所、全国商工会連合会（以下「経団連等」という。）へ（3月5日、6日）】
- ・ 新規学卒者等の就職・採用活動及び内定者への配慮要請【内閣官房・文科省・厚労省・経産省担当局長等から経団連等、経済同友会、全国求人情報協会、日本新聞協会、日本民間放送連盟へ（3月13日）】
- ・ 有期契約労働者、パートタイム労働者及び派遣労働者の方々、並びに新卒の内定者や外国人労働者等の雇用維持等に対する配慮要請【厚生労働省担当局長等から経団連等へ（3月27日）】
- ・ 雇用維持等に対する配慮及び感染拡大防止に向けた取組について要請【厚生労働大臣から経団連等へ（4月10日）】
- ・ 雇用維持等に対する配慮要請【厚生労働大臣及び各業所管大臣から関係事業者団体へ（4月13日、14日）】
- ・ 雇用維持等に対する配慮及び感染拡大防止に向けた取組について要請【厚生労働大臣から経団連等へ（7月7日、8日）】

外国人労働者の雇用維持のための情報発信

○外国人労働者に知っていただきたいリーフレットをやさしい日本語や14言語で作成し、厚生労働省ウェブサイトやSNS、ハローワーク等関係機関で周知（3月より順次掲載）。

○ポルトガル語のフリーペーパーを通じて、ハローワークの取組を発信（7月から実施）。

○JETRO(日本貿易振興機構)と連携し、外国人を雇用する中小企業向けに、雇用調整助成金を活用した雇用維持のお願いについて、オンラインセミナーを実施（5月14日）。

(参考) 情報発信の例①：外国人向けのリーフレット

○厚生労働省では、外国人が情報を知らないことにより不利益を受けることがないように、外国人労働者に向けたメッセージや支援策を多言語（16言語※）に翻訳したうえで情報発信している。

生活に困っている人へ、支援があります

※2020年5月1日時点のものです。これからも新しくなります。

お金（生活するお金、会社・事業を続けるためのお金）に困っているとき

- **特別定額給付金（※呼び方が変わるかもしれません）**
2020年4月27日の「住民基本台帳」に記録がある人に、1人に10万円を給付します。
※申請の受付の開始日から3か月以内に申請してください。給付開始日は各市区町村で決定されます。 P. 3
- **子育て世帯への臨時特別給付金（0歳～15歳の子どもがいる家庭）**
子育て世帯（0歳～15歳の子どもがいる家庭）の生活を支援します。
児童手当をもらっている世帯にお金を支給します。 P. 4
- **緊急小口資金・総合支援資金（生活するお金の支援）**
新型コロナウイルス感染症によって、仕事を休んだ人、仕事なくなった人が生活するお金に困っているとき、お金を貸します。 P. 5
- **持続化給付金（中小事業主・個人事業主のための支援）**
新型コロナウイルス感染症によって、とてもお金に困っている事業主に、事業を続けるためのお金を支給します。 P. 6
- **実質無利子・無担保融資（個人事業主のための支援）**
新型コロナウイルス感染症によって、お金に困っている個人事業主等（事業性のあるフリーランスの人も含みます）に、無担保・無利子のお金を貸します。 P. 7
- **社会保険料等の猶予**
社会保険料、税金、公共料金等を、あとで払うことができます。 P. 8 ~ 11
- **住居確保給付金（家賃の支援）**
新型コロナウイルス感染症によって、仕事をやめたり、仕事なくなったので、住む家がない人も、しばらくの間、家賃と同じくらいのお金を支給します。 P. 12
- **生活困窮者自立相談支援事業**
いろいろな問題で生活に困っている人に、その人に合う支援をします。 P. 13
- **生活保護**
生活に困っている人が、最低限度の生活ができること、自分で生活することができるように支援します
今の収入に応じて、生活するお金、住むためのお金などを支給します。 P. 14

※16言語の内訳・・・日本語、やさしい日本語、英語、中国語（簡体字）、中国語（繁体字）、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、タイ語、ベトナム語、ネパール語、インドネシア語、カンボジア語、ミャンマー語、モンゴル語

(参考) 情報発信の例②：地域コミュニティに向けた広報活動

○より多くの外国人の方にハローワークを知っていただけるよう、日系人の集住地域を中心に発行しているポルトガル語のフリーペーパーに、ハローワークの取組を伝える広告を掲載している。

【参考】日本語訳



**VAMOS EM FRENTE!
JUNTOS EM DIREÇÃO AO FUTURO!**

VOCÊ QUE PERDEU OU SAIU DO SEU EMPREGO DEVIDO AO CORONAVÍRUS, A HELLO WORK PODE TE AJUDAR

Aqui na Hello Work temos uma equipe de funcionários (Intérpretes em algumas regiões) que podem ajuda-lo, gratuitamente, a encontrar um novo emprego. Se estiver passando por problemas relacionado ao emprego, temos agências da Hello Work em todo o Japão, procure a mais próxima da sua casa. Damos total assessoria para o Seguro Desemprego, um auxílio em dinheiro que o governo oferece enquanto você procura uma nova colocação.

Q QUE VOCÊ PODE CONSULTAR NA HELLO WORK?



- Informações de OFERTAS DE EMPREGOS
- Suporte e apresentação à empresa que deseja trabalhar
- Procedimentos de SEGURO DESEMPREGO



Agências da
Hello Work no Japão
<https://www.mhlw.go.jp/content/000637894.pdf>



Hello Work com
tradutores e intérpretes
<https://www.mhlw.go.jp/content/000592865.pdf>



Mais informações
sobre a covid-19
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/jigyounushi/page11_00001.html



ひと、暮らし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

いっしょに前へ、いっしょに明日へ

「ハローワーク」は、会社をやめたひと、新しい仕事を探しているひとを、
応援します。

○日本政府からの大切なおしらせです。

○新型コロナウイルス感染症の影響で、仕事がなくなって困っていませんか？ハローワークは、国の職員が、無料で、あなたが新しい仕事を探すお手伝いをしてくれます。

○仕事がなくなったり、会社をやめたあと仕事が見つからなかったりしたとき、生活の心配をしないで、新しい仕事を探すことができるように、「雇用保険」からお金が出ることがあります。

○ハローワークは、全国にあります。困っていたら、まずは家の近くのハローワークにご相談ください。ポルトガル語の通訳がいるハローワークもあります。いっしょに仕事を探しましょう。

<ハローワークではこんなことが相談できます>

- 仕事の相談
- 会社の求人の情報を得る
- 働きたい会社への紹介
- 雇用保険の手続き
- 仕事さがしのサポート

<ハローワークはこちらで探してください>

【全国のハローワーク】<https://www.mhlw.go.jp/content/000637894.pdf>

【通訳がいるハローワーク】

<https://www.mhlw.go.jp/content/000592865.pdf>



<COVID-19に関連する情報についてさらに知りたいとき>

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/jigyounushi/page11_00001.html

厚生労働省



新型コロナウイルス感染症の影響により実習が継続困難となった技能実習生等に対する雇用維持支援について ～迅速かつ効率的なマッチングによる本邦での再就職の実現～



目的

出入国在留管理庁において、新型コロナウイルス感染症の影響により解雇等され、実習が継続困難となった技能実習生、採用内定を取り消された留学生等に加え、技能実習を修了し、帰国が困難な元技能実習生の本邦での継続した就労を可能とするため、一定の要件の下、特定産業分野において在留資格「特定活動」を付与するとともに、自力で再就職先を探すことが困難な外国人に対しては、関係省庁と連携し、再就職のためのマッチング支援を行うことにより、本邦での雇用維持をパッケージで支援する。

在留資格上の措置

- 在留資格「特定活動(就労可)」
- 在留期間 最大1年
- 要件
 - ・就労先が特定技能制度における特定産業分野に該当していること
 - ・申請人が、特定技能外国人の業務に必要な技能を身に付けることを希望していること

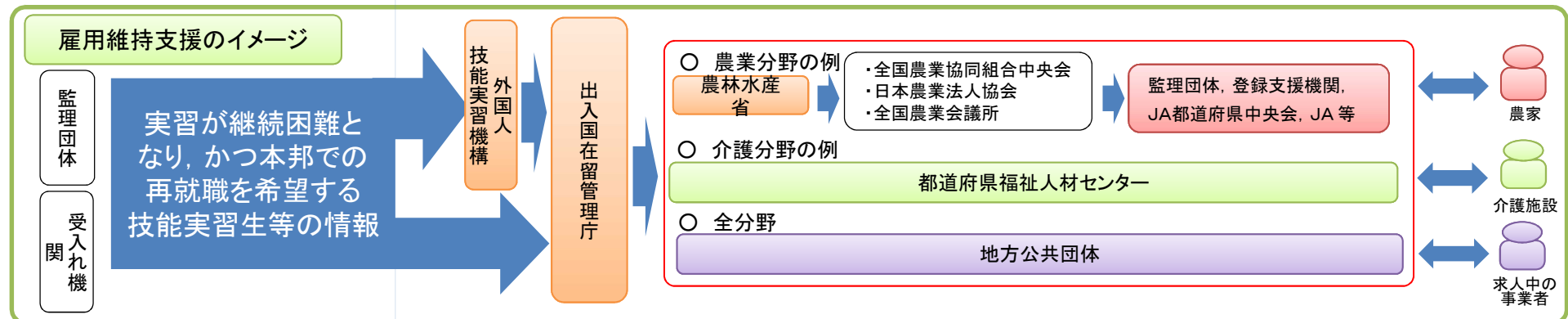
対象者

- 解雇等され、実習の継続が困難となった技能実習生
 - 解雇等され、就労の継続が困難となった外国人労働者(在留資格「特定技能」、「技術・人文知識・国際業務」、「技能」等)
 - 採用内定を取り消された留学生
 - **技能実習を修了し、帰国が困難な元技能実習生(※)** 等
- ※令和2年9月7日から対象に追加

支援の概要

出入国在留管理庁は、支援の対象となる技能実習生等の情報を迅速かつ網羅的に把握し、これらの技能実習生等が就労を希望する特定産業分野に再就職できるよう、各分野の関係機関に情報提供することにより、効率的なマッチングが可能となる。

令和2年9月1日からは、外国人在留支援センター(FRESC)において、新型コロナウイルス感染症の影響で問題を抱える外国人からの相談にフリーダイヤルで対応しており、本件マッチングに必要な書類作成に係るサポートも行っている。



① 本国への帰国が困難な方

⇒ 「**特定活動（6か月・就労可）**」又は「**特定活動（6か月・就労不可）**」への在留資格変更が可能です

※ 「**特定活動（6か月・就労可）**」は、**従前と同一の業務（注）**で就労を希望する方に限ります

（注）従前と同一の業務での就労先が見つからない場合は、「従前と同一の業務に関する業務（技能実習で従事した職種・作業が属する「**移行対象職種・作業一覧**」の各表内の職種・作業（「7 その他」を除く。）」で就労することも可能です（8月12日追加）

※ **帰国できない事情が継続している場合には、更新を受けることが可能です**

② 技能検定等の受検ができないために次段階の技能実習へ移行できない方

⇒ 受検・移行ができるようになるまでの間、「**特定活動（4か月・就労可）**」への在留資格変更が可能です

※ 従前と同一の受入れ機関及び業務で就労を希望する方に限ります

③ 実習先の経営悪化等により技能実習の継続（注）が困難となった方（新たな実習先が見つからない場合）

⇒ **特定技能外国人の業務に必要な技能を身に付けることを希望する**など一定の条件を満たす場合は、特定産業分野（介護、農業等の14分野）で就労が認められる「**特定活動（最大1年・就労可）**」への在留資格変更が可能です

（注）予定された技能実習を修了した技能実習生であって、本国への帰国が困難な方も対象となります（9月7日追加）

【以下については**技能実習2号を修了される方**へのご案内です】

④ 「**特定技能1号**」への移行のための準備がまだ整っていない方

⇒ 移行準備の間、「**特定活動（4か月・就労可）**」への在留資格変更が可能です

※ 今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響に鑑み、**必要書類を簡素化しています**

※ 「**技能実習3号**」を修了される方も対象となります

※ 既に移行のための準備が整っている方については、「**特定技能1号**」への在留資格変更が可能です

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00197.html

⑤ 「**技能実習3号**」への移行を希望される方

⇒ 優良な監理団体及び実習実施者の下であれば、「**技能実習3号**」への在留資格変更が可能です

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00146.html